

厚生労働省発生食 0722 第 1 号
令和 4 年 7 月 22 日

薬事・食品衛生審議会
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之
(公 印 省 略)

諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1 次に掲げる農薬等の食品中の残留基準の設定について

動物用医薬品グリカルピラミド
動物用医薬品ジアベリジン
動物用医薬品スルファチアゾール
動物用医薬品チオプロニン
動物用医薬品ニタルソン
動物用医薬品ニフルスチレン酸ナトリウム
動物用医薬品ロキササルソン
飼料添加物エンラマイシン
農薬イプロジオン
農薬トルクロホスメチル
農薬ピリフルキナゾン
農薬ホスチアゼート
農薬メパニピリム

2 次に掲げる試験法の設定について

動物用医薬品ニタルソン及びロキササルソン試験法
動物用医薬品ニフルスチレン酸ナトリウム試験法

以上

令和4年9月6日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和4年7月22日付け厚生労働省発生食0722第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づくニフルスチレン酸ナトリウム試験法に係る規格基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

ニフルスチレン酸ナトリウム試験法

ニフルスチレン酸ナトリウムについて、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、「これまで国内外においてADIの設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定）の3の（2）に該当する。本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。」とされた。

この評価結果を踏まえ、令和4年7月28日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、ポジティブリスト制度導入時に設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを行い、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定めることが審議される。

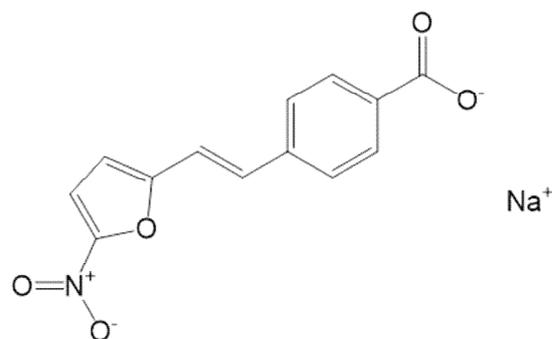
食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質にかかる規格基準の適否は、試験法の検出限界^注により規制が行われることから、規格基準の改正と同時に試験法を告示し、併せてその検出限界が別途通知されているところである。そのため、試験法の開発が進められてきたところ、今般その開発が終了したため、当該試験法について審議するものである。

注）ここでいう検出限界とは、適切な精確さをもって定量できることが確認された分析対象化合物の最低量又は濃度と定義している（平成27年2月20日付け食安発0220第1号食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について）。

1. 概要

（1）分析対象の化合物

ニフルスチレン酸ナトリウム



（2）分析対象食品

畜水産物

(3) 試験法の概要

ニフルスチレン酸ナトリウムを、ギ酸、n-ヘキサン及び無水硫酸ナトリウム存在下、アセトニトリルで抽出する。四級アンモニウム塩修飾ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラムで精製後、液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計で定量及び確認する方法である。

(4) 検出限界 0.001 mg/kg

2. 真度及び精度の評価

以下の食品を対象として添加回収試験（添加濃度0.001 mg/kg）を行い、真度及び併行精度の確認を実施した。

表1. 検討結果の真度及び併行精度（試行数5で実施）

食品	残留基準 (ppm)	添加濃度 (mg/kg)	真度 ^{注1)} (%)	併行精度 ^{注2)} (RSD%)
どじょう	不検出	0.001	94	4.9
うなぎ	不検出	0.001	80	4.0
さけ	不検出	0.001	87	1.3
かれい	不検出	0.001	84	1.9
えび	不検出	0.001	81	5.7
しじみ	不検出	0.001	92	6.6
牛の筋肉	不検出	0.001	91	1.8
牛の脂肪	不検出	0.001	85	2.7
牛の肝臓	不検出	0.001	86	4.6

注1) 目標値は70～120%

注2) 目標値は30%未満

3. 答申案

別紙のとおり。

(参考)これまでの経緯

【ニフルスチレン酸ナトリウム】

平成17年11月29日 残留基準告示

令和 2年 3月17日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

令和 3年10月 6日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知

令和 4年 7月22日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

令和 4年 7月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

【ニフルスチレン酸ナトリウム試験法】

令和 4年 7月 4日 残留農薬等試験法評価会議で検討

令和 4年 7月22日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

令和 4年 7月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長
- 井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
- 大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
- 折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
- 加藤 くみ子 学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授
- 魏 民 公立大学法人大阪大阪公立大学大学院医学研究科
環境リスク評価学准教授
- 佐藤 洋 国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
- 佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
- 須恵 雅之 学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科
生物有機化学研究室教授
- 瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
- 中島 美紀 国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所
薬物代謝安全性学研究室教授
- 永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
- 根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官
- 野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会常務理事

(○：部会長)

答申（案）

ニフルスチレン酸ナトリウム試験法（畜水産物）

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬、試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

無水硫酸ナトリウム 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

メタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

四級アンモニウム塩修飾ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（500mg） 内径12~13mmのポリエチレン製のカラム管に、四級アンモニウム塩修飾ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体500mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

3. 標準品

ニフルスチレン酸ナトリウム標準品 本品はニフルスチレン酸ナトリウム95%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

試料10.0gにn-ヘキサン飽和アセトニトリル50mL、n-ヘキサン50mL及びギ酸1mLを加え、ホモジナイズした後、無水硫酸ナトリウム20gを加えて更にホモジナイズする。毎分3,000回転で5分間遠心分離した後、n-ヘキサン層を捨て、アセトニトリル層を採る。残留物にアセトニトリル50mLを加えてホモジナイズした後、上記と同様に遠心分離する。アセトニトリル層を採り、先のアセトニトリル層と合わせ、アセトニトリルを加えて正確に100mLとする。この溶液から正確に10mLを分取し、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアンモニア水及び水の混液（1：19）5mLを加えて溶かす。

b 精製法

四級アンモニウム塩修飾ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（500mg）にメタノール5mL、アンモニア水及び水の混液（1：19）5mLを注入し、各流出液は捨てる。このカラムに、a 抽出法で得られた溶液を注入した後、水5mL、ギ酸、水及びメタノールの混液（1：2：7）5mLを順次注入し、各流出液は捨てる。次いで、アセトニトリル及びギ酸の混液（9：1）10mLを注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物を0.1vol%ギ酸及び0.1vol%ギ酸・アセトニトリル溶液の混液（1：1）に溶かし、正確に1mLとしたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

ニフルスチレン酸ナトリウムをメタノールに溶かして標準原液を調製する。標準原液を 0.1vol%ギ酸及び 0.1vol%ギ酸・アセトニトリル溶液の混液（1：1）で希釈した溶液を数点調製する。それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。なお、4. 試験溶液の調製に従って試験溶液を調製した場合には、試料中 0.001mg/kg に相当する試験溶液中の濃度は 0.001mg/L である。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成によりニフルスチレン酸ナトリウムの定量を行う。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

d 測定条件

(例)

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル 内径 3mm、長さ 150mm、粒子径 3 μ m

カラム温度：40℃に保持する。

移動相：0.1vol%ギ酸及び 0.1vol%ギ酸・アセトニトリル溶液の混液（1：1）

イオン化モード：エレクトロスプレーイオン化法 ネガティブイオンモード

主なイオン (m/z)：プリカーサーイオン 258、プロダクトイオン 214、114

注入量：5 μ L

保持時間の目安：5分

府食第468号
令和4年8月31日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和4年8月25日付け厚生労働省発生食0825第3号により貴省から当委員会に対し照会された事項については、新たに「食品中において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」とされる物質が追加されることから、その検出に係る試験法を追加するものであり、人の健康に影響を及ぼすものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上